別紙様式第１号（第４条第１項・第32条第１項関係）（平18内府令49・平22内府令10・平24内府令46・平28内府令49・令元内府令２・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者（郵便番号　　）
住　　所
電話番号（　　）　　―
商　　号
代表者の
氏　　名
届出事務
担当者名
電話番号（　　）　　―

業務開始届出書
新計画届出書

資産の流動化に関する法律（第４条第１項／第11条第１項）の規定により、資産の流動化に係る業務の（開　始／新計画）の届出を提出します。

この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

１．不要な字句は消して使用すること。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第２面）

受　理　番　号	財務（支）局長（　　）第　　号（　年　月　日）	
１．届出の区分	業　務　開　始　届	新　規　計　画　届
（ふりがな） ２．商　　号		
（ふりがな） ３．代表者の氏名		

4．営　業　所			
営業所の名称	所　在　地　等		
	（郵便番号　　） 電話番号（　　）　　―		
5．取締役及び監　査　役			
（ふりがな） 氏　　名	役　職　名	住　　所	
6．会計参与設置会　　社	□		
7．会　計　参　与			
（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所		
8．使　用　人			
（ふりがな） 氏　　名	職　　名	住　　所	
9．資産流動化計画についてすべての特定社員の承認があった日	年　月　日		

（記載上の注意）

1．「受理番号」は、新計画届出書を提出する場合に、前に提出した業務開始届出書副本に記載された受理番号を記載すること。

2．「届出の区分」は、該当するものに○印を付けること。

3．「商号」は、特定目的会社登記簿上の商号を記載すること。

4．「代表者の氏名」又は「氏名」には、外国人の場合において、住民票に記

載された通称があるときは、括弧書で併せて記載することができる。

5．氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

6．「営業所」とは、資産の流動化に係る業務を営む者が一定の場所で当該業務の全部又は一部を継続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分して、主たる営業所から順に名称、所在地等を記載すること。

⑴　主たる営業所とは、特定目的会社登記簿上の本店をいう。

⑵　従たる営業所とは、支店又は出張所その他の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

7．「会計参与設置会社」は、会計参与設置会社である場合に、□にレ印を付けること。

8．「使用人」とは、資産の流動化に関する法律施行令第２条に規定する使用人をいう。

9．営業所、取締役及び監査役、会計参与並びに使用人について記載しきれないときは、別途この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

（第３面）

8．特定社員の商号、氏名又は名称及び住所並びに保有する特定出資の金額

（ふりがな） 商号、氏名又は名称	保有する特定出資の金額	割合	住　　所
		%	
外国投資家計		%	―
合計		%	―
備考			

（記載上の注意）

1．特定出資の金額の多い順に記載すること。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「商号、氏名又は名称」に括弧書で併せて記載することができる。

3．「割合」とは、保有する特定出資の特定出資の総額に対する百分比をいう。

4．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、そ

の書面を第３面の次に添付すること。

5．「外国投資家」とは、非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）である投資家をいう。

6．特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

（第４面）

9．取締役及び監査役の兼業状況

（ふりがな） 取締役及び監査役の氏名	常務に従事している他の法人の商号若しくは名称	当該他の法人で従事している業務又は営んでいる事業の種類

（記載上の注意）

1．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

2．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「取締役及び監査役の氏名」に括弧書で併せて記載することができる。

3．「事業の種類」は、日本標準産業分類により記載すること。